

令和4年12月6日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|----|-----|------|----|----|
| 1 番 | 西 | 一郎 | 9 番 | 中村 | 一堯 |
| 2 番 | 宮崎 | 幸宏 | 11 番 | 伊東 | 茂 |
| 3 番 | 笠継 | 健吾 | 12 番 | 徳村 | 博紀 |
| 4 番 | 中村 | 日出代 | 13 番 | 福井 | 正 |
| 5 番 | 池田 | 廣志 | 14 番 | 松尾 | 征子 |
| 6 番 | 杉原 | 元博 | 15 番 | 松田 | 義太 |
| 7 番 | 樋口 | 作二 | 16 番 | 角田 | 一美 |
| 8 番 | 中村 | 和典 | | | |

2. 欠席議員

10 番 勝屋 弘貞

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|--------|----|----|
| 事務局長 | 染川 | 康輔 |
| 事務局長補佐 | 樋口 | 貴司 |
| 議事管理係長 | 富岡 | 明美 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|-------------------|---|-----|---|---|-----|
| 市 | 長 | 松 | 尾 | 勝 | 利 |
| 副 | 市 | 藤 | 田 | 洋 | 一 郎 |
| 教 | 育 | 中 | 村 | 和 | 彦 |
| 総 | 務 | 田 | 崎 | | 靖 |
| 総務部理事兼選挙管理委員会事務局長 | | 川 | 原 | 逸 | 生 |
| 市民部長兼福祉事務所長兼税務課長 | | 岩 | 下 | 善 | 孝 |
| 産 | 業 | 山 | 崎 | 公 | 和 |
| 建 | 設 | 山 | 浦 | 康 | 則 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局参事 | | 白 仁 | 田 | 和 | 哉 |
| 企 | 画 | 山 | 口 | 徹 | 也 |
| 財政調整監兼企画財政課参事 | | 村 | 田 | 秀 | 哲 |
| 市 | 民 | 山 | 崎 | 智 | 香 子 |
| 商 | 工 | 山 | 口 | | 洋 |
| 水 | 道 | 中 | 村 | 浩 | 一 郎 |
| 教育次長兼教育総務課長 | | 江 | 頭 | 憲 | 和 |

令和4年12月6日（火）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第5号））（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第60号 鹿島市水道事業審議会条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第3 議案第62号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第61号 鹿島市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第63号 鹿島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について
- （質疑、一括討論、採決）

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。染川議会事務局長。

○議会事務局長（染川康輔君）

諸般の報告をいたします。

監査委員から財政援助団体等監査結果報告書の提出がありましたので、その写しを配付い

たしております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（角田一美君）

ここでお諮りします。議案第59号及び議案第61号から議案第79号までの20議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号及び議案第61号から議案第79号までの20議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 議案第59号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第5号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、議案第59号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

議案書の2ページは専決処分書です。令和4年11月4日付で令和4年度一般会計補正予算（第5号）について専決処分いたしましたものでございます。

別冊の議案第59号 令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）の補正予算書をお願いします。

1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に150,100千円を追加し、補正後の総額を16,022,996千円といたしましたものでございます。

この補正は、6月議会で可決いただいた「かしまを元気に！まるごと応援券」の配付事業について、今回、1人当たり5千円分の応援券の追加配付を行い、前回配付分も併せて3月まで使用できるようにすることで、エネルギーや食料品価格などの物価高騰により冷え込む消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、市民生活を支援することといたしましたもの

で、この追加の応援券を12月中に市民の皆様にお届けできるようにするため、専決処分を行ったものでございます。

2ページと3ページは今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略いたします。

4ページと5ページは今回補正の事項別明細書となっております。

6ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、お手元に準備をお願いします。

議案説明資料の1ページから3ページまでは、歳入歳出の増減比較表となっております。説明は省略いたします。

4ページをお願いします。

歳入では、ナンバー1の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金95,131千円と、ナンバー2のふるさと納税基金繰入金54,969千円を計上いたしております。

歳出は、事業継続支援事業として、「まるごと応援券」1人当たり5千円分を市民の皆様全員に追加配付する経費として150,100千円を計上いたしております。

5ページをお願いします。

今回補正後の積立基金の状況を表したものでございますので、御参照ください。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第59号 専決処分事項の承認について（令和4年度鹿島市一般会計補正予算（第5号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第59号は提案のとおり承認されました。

日程第2 議案第60号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2. 議案第60号 鹿島市水道事業審議会条例の制定についての審議に入りま

す。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第60号 鹿島市水道事業審議会条例の制定について御説明申し上げます。
議案書は3ページから、議案説明資料は6ページからでございます。

それでは、議案説明資料のほうで御説明申し上げますので、議案説明資料7ページをお開きください。

1、制定理由、鹿島市水道事業の健全経営と適正かつ効率的な運営を遂行するため、地方公営企業法第14条の規定に基づき、鹿島市水道事業審議会を設置したいので、この条例を制定するものでございます。

2、経過でございます。持続的で安定的な水道事業運営を行うため、その指針となる第1次鹿島市水道事業中長期財政計画を令和3年2月に策定しました。

計画において将来の収益的収支等の試算を行ったところ、今後、給水人口が減少することによる給水収益の減や基幹管路の耐震化、急増が見込まれる老朽管路の更新等により内部留保資金が減少していくことが推測されます。水道事業の安定的な経営基盤を確立するに当たり、今後の水道事業経営方針の策定を行っていかうと考えております。

3、現状及び課題でございますが、現在、水道事業は、中・長期的な視野に立った計画的な経営や運営について検討を行っていく時期にあります。特に、水道料金は市民生活に直結するものであり、適正な料金体系の確立については世代間負担の公平性も考慮しなければなりません。このため、専門的な意見や市民の視点から広く意見を求め審議を行うことのできる審議会を設置し、素案を検討する必要がございます。

4、制定のポイントですが、水道事業経営及び適正な料金体系確立等の審議を行う審議会を設置することにより、水道事業の安全、強靱、持続を維持し、経営基盤強化と安定した水道水の供給体制を確立させることです。

それでは、議案書の4ページをお開きください。

上程する鹿島市水道事業審議会条例を掲載しております。

第1条に、審議会の設置について規定しております。水道事業の健全経営と適正かつ効率的な運営を遂行するため、鹿島市水道事業審議会を置くものとしております。

第2条に、審議会の所掌事項について規定しており、経営に関することや将来計画、水道施設整備事業の評価に関することなどを審議するものとしております。

第3条は、審議会の組織について規定しており、委員は15人以内で組織し、管理者が委嘱、または任命するものとしております。

第4条は、審議会の委員の任期について規定しており、任期は2年としております。

第5条は、会長、副会長について。

第6条は、会議について規定しております。

第7条は、諮問事項を議決した際の答申の時期について規定しております。

第8条は、審議する過程で必要となった場合、関係者の出席について規定しております。

第9条は、審議会の庶務について。

第10条は、審議会の運営に関し必要な事項について規定をしております。

附則でございます。

1、施行期日は、令和5年4月1日から施行するものとしております。

2、鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改めるもので、鹿島市水道事業審議会委員の報酬、日額5千円を追記し改正するものでございます。

なお、議案説明資料6ページにこの新旧対照表を記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第60号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第3 議案第62号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3．議案第62号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

おはようございます。それでは、議案第62号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

提案理由は、個人番号カードを用いて、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を介した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で説明をいたします。資料の10ページをお開きください。

現在、印鑑登録証明書の交付を受けるためには、所定の申請書に印鑑登録証を添えて市民課の窓口で手続を行う必要がありますが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの利用により全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機にて印鑑登録証明書を取得できるコンビニ交付サービスを令和5年1月5日から開始するものです。

資料の9ページをお開きください。

新旧対照表にありますように、第12条に3項を加え、個人番号カードの交付を受けている者は、自らカードを用いて、暗証番号の入力など必要な操作を行うことで、多機能端末機で交付を受けることができると改正するものです。

資料の10ページにお戻りください。

コンビニ交付サービスですが、全国のコンビニや大型ショッピングセンターなど、多機能端末機を設置してある全ての場所で証明が取得できるサービスです。

利用可能な時間帯は、コンビニなら年末年始や保守点検日を除く日の午前6時30分から午後11時までとなっております。

なお、今回のコンビニ交付サービスで取得できる証明書等は、印鑑登録証明書のほかに、住民票の写し、住民票記載事項証明書、所得証明書、課税証明書、所得（課税）証明書としております。

今後は条例改正などが済み、準備が整い次第、1月5日のサービス開始に向け、市民の皆様にも市報やホームページなどを通じ広報を行っていきたいと思います。

条例改正の施行期日は、サービス開始と同日の令和5年1月5日としています。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいま説明に対し質疑はありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今回、印鑑登録の証明書がコンビニ等で受け取れるということは、前から議会でも要望を出しておりましたので、これはよかったなと。1月からそういうふうになるということで、お忙しい方たちが気軽にコンビニ等でこの交付ができるということはいいなと思っております。

先日の全員協議会の中で担当課から説明を受けたわけですけど、この料金の1回当たり300円という価格設定の根拠、新聞等にも出ておりましたが、県内のほかのところでは、これよりももう少しお安い金額で交付が受けられるという記事も載っていたかと思っております。そこの辺りを市民の皆さんにも分かりやすく説明をしていただけますか。

○議長（角田一美君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

お答えをいたします。

戸籍等の手数料につきましては、これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令というもので、標準事務ということで金額が決まっておりますので、大体全国同じ金額となっております。

住民票とか印鑑登録証明書につきましては、この標準事務というものではないので、各市町村の条例で任意の額で設定ができるということで、全国市町で違うことが多いというふうになっております。安いところで、町とかでは大体200円から、市では大体300円から350円で、高いところでは400円とか450円ということで、大体200円から450円ぐらいでなっていて、一番多いのは鹿島市と同じ300円程度ということになっております。鹿島市の手数料条例のほうで金額については設定をしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今からこういうふうデジタル化、いろんなところで進んでいくんだろーと思います。今までとはまた違ったやり方で、職員の作業等の効率を上げるためとかいろいろですね。ただ、せっかくこれをするんだったら、コンビニでの利用を促すためにも、少し料金は下げてもよかったんじゃないかなと私は思っています。

先日の全員協議会の中で、これは結局、依頼をするわけですから、その手数料というものが100円ちょっとかかりますよね。そういうふうな説明も受けたと思っております。それでもやっぱり私は、これからコンビニ等で気軽に、市役所まで足を運ばなくてもできるようなことがもっと増えてくるんじゃないかなと思っているんですよ。もしかしたら、いずれは御家庭でもそれを取り寄せてすることができるような、そういうふうな時代が来るかも分かりません。そういうのを考えると、私は少し料金を下げてくださいのほうがよかったかなという気がしております。ただ、それは県内の市においては大体平均的な金額ということだったら致し方ないかなと思っております。

あと、その広報、先ほど市報等とおっしゃいましたけど、やっぱり防災無線等も使ってそういうふうな呼びかけを、お忙しい方とかはそちらのほうを御利用くださいとか、そういうふうにしたほうがいいかなと思うんですけど、もう少し広報活動も考えていただけたらと思うんですけど、それを最後にお答えいただけますか。

○議長（角田一美君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

お答えをいたします。

御提案ありがとうございます。防災無線は確かに効果があると思っております。先日、七浦の郵便局で申請の受付をさせていただいたときも防災無線のほうを使わせていただきました。やはり効果があると思いますので、ぜひ防災無線でも呼びかけのほうをさせていただきたいと思っております。

また、市民課のほうにも大きく分かるように、1月5日からコンビニ交付をスタートしますということを掲示したり、あと、ケーブルテレビさんなどを使って、より広く広報を今後もしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

今回の印鑑条例の改正によって、来年からマイナンバーカードでコンビニで印鑑証明書、住民票等が取れるということは、今まで勤めに行ってそれを休んでまで行くというふうなことも多かったと思いますが、それがこういった便利になるということで大変いいことだと思います。その中で、便利になれば便利になるほどリスクというものも増えてくると思います。人から取られるとか、そういったリスクもあると思います。それは市民の皆様免許証、キャッシュカードと同様に大事なものだということで保管を十分していただければというふうに思います。

それで、今のマイナンバーカードの普及率と暗証番号の登録率を分かれば教えてもらいたいと思います。

○議長（角田一美君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

お答えをいたします。

ちょうど本日、11月末日現在の交付率と申請率が分かる資料が県より届きましたので、御報告いたします。

今、鹿島市におきましては交付率が59.8%、申請率は73.4%と7割以上の鹿島市民の方が申請をいただいている状況です。県の平均としましては、交付率が今57.3%となっている状況です。

また、先ほど言っていた暗証番号等の設定なんですけれども、ほぼ全員の方が署名用電子証明書暗証番号も、あと、いわゆる4桁の暗証番号といっている、そちらの4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号のほうも登録をされているという状況です。署名用の暗証番号のほうにつきましては、15歳以下の方の登録はできませんので、15歳以上の方の登録ということになります。

暗証番号も3種類ございます。3種類のうちの1つが今回のコンビニ交付とかマイナポー

タルへのログインに使うもので、もう一つが行政での手続等に使うもの、もう一つが会社での税や保険の手続とか、コロナワクチンの接種証明を取得したりするものに使うというものがございます。この4桁の暗証番号は3つあるんですけども、皆さん大体同じ数字を登録されているという状況です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

マイナンバーカードの発行率が59.8%で、申請率が73.4%、これは申請を今している段階で、全部発行できれば70%ぐらいになるというふうな感じでいいですよ。そしたら、それは前回56%ぐらいで、市町においても高いレベルであるというふうなことを聞いていますが、7割方いくということは大変いいと思います。

今後も広報をきちんとして、そして、だんだんマイナンバーカードの機能が充実してきますので、その保管とか管理については、やはり市民の皆様にしっかりしていただくように、そういったことも加えてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されておりますマイナンバーカードでコンビニなどで印鑑証明書が取れるということ、確かに便利なようですが、私はまだよく分かりません。といいますのは、既に全国でマイナンバーカードによるいろんな問題が起きていることが報道されておりますし、鹿島では七十何%ということでおっしゃいましたが、正直申しまして私自身もまだ申請していません。

そういうもので一つ心配なのは、マイナンバーカードで取れるということで、それを持っていけばいいわけでしょうけど、例えば、そのマイナンバーカードを持って行って、違う人が持っていったりするんですが、本人さんであるという確認はコンビニの方がなされるんですかね。その辺。

○議長（角田一美君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

お答えをいたします。

コンビニ交付を御利用されるときは、御自分でマイナンバーカードを持って行っていただいて、多機能端末機にマイナンバーカードを置くところがございますので、そこに置いていただいて、御自分で暗証番号を入れて必要な証明書を取るということになりますので、コン

ビニの店員の方にわざわざ、証明書を取りますとか、そういったことを言わずに全部自分でされるということになっておりますので、コンビニの店員の方が本人確認をしたりといったことはございません。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、例えば、ほかの方の暗証番号を、悪く言えば盗み取るということもあるわけで、今でもいろんな銀行のカードとかなんとかの問題が起きていますが、例えば、そういう形でほかの方の暗証番号を知っておって、そのカードを持っていった場合には印鑑証明書が取れると。暗証番号が間違っていなければ取れるわけでしょう、コンビニではそれを置くわけですからね。そうなった場合には大きな問題が出てくると思うんですがね。印鑑証明書だけで財産がなくなることだってあるわけですからね、それ一つで。

そういうことだってあるわけですから、そういう面で、私は本当にその安全性というのの確認がどうなるのかなという心配がありますが、それ以上はほかに何の手だてもないわけですよね、そういうことだったら。分かりませんかね。人がその人の暗証番号——私は今、福井議員から借りて初めてこれを見ました。（現物を示す）正直申しましてマイナンバーカードを初めて見たんです。例えば、私が福井議員の番号を聞いて、何か言いよるうちに教えんしゃるかも分からんけんね、それを持っていった場合に、そういう場合の責任的な問題はどうなるんでしょうかね。

○議長（角田一美君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

分かる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

基本的に、マイナンバーカードを人に預けるといのはしないようにお願いしますということで、一応交付のときもお話をさせていただいています。特に暗証番号は、皆さん今、銀行のキャッシュカードとか、そういったものもたくさん持っていらっしゃる方は多いと思いますけれども、やはり暗証番号というものは基本的に他人には教えないものということで一応皆さんしていただいているものと思っておりますし、こちらも交付するときに、暗証番号は他人に教えるものではないし、簡単に他人に分かるようなものは設定しないでくださいということをお願いをいたしております。

また、マイナンバーカードをなくしたりとか落とされたりとかしたときは、免許証やキャッシュカードと同じですので、必ず警察に連絡をしていただいて、あと、マイナンバーカードの紛失届をすれば、24時間コールセンターでストップをかけるようにシステム的に

なっておりますので、そういったことも案内をさせていただいております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

なかなかこれといった決め手はないと思いますが、今おっしゃったようなことを考えると、皆さんに徹底させるほかないわけですね。しかし、やっぱり心配ですね。特に高齢者の方なんていうのは、言わんでよかけど、何か話す間で、どがんね、ちょっと見てくんしゃいとか、そういうことだってあるわけですよ。それが大変なことになるわけですね。

やっぱり今マイナンバーカードについてはいろんな問題が出ていますね。保険証が使えなくなるとか、いろんな問題がありますが、これから特にこういう問題は財産その他いろんな問題を左右することになりますので、やっぱり一番は、こういう状況なら住民の方に徹底してその辺の注意をするということ。大変だと思いますが、それしかないかなと今の段階では私は思っています。私もそれなりにやっていきたいと思いますが、担当課としてはぜひよろしく願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第61号、議案第63号～議案第68号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 議案第61号 鹿島市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第63号 鹿島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第68号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、以上7議案の審議に入ります。

最初に、議案第61号、議案第63号、議案第64号及び議案第68号、以上の4議案についての当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

おはようございます。それでは、議案第61号 鹿島市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第63号 鹿島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第68号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括して御説明いたします。

議案書は6ページから、議案説明資料は11ページから御説明いたしますので、御準備のほどよろしく申し上げます。

まず、議案書6ページをお願いします。

議案第61号 鹿島市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部改正による職員の定年引上げ等に伴い、関係条例を改正したいので、この案を提出するものでございます。

議案書7ページから10ページがその改正内容でございます。

次に、13ページをお願いします。

議案第63号 鹿島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、給与（45ページで訂正）の定年引上げ等を行いたいので、この案を提出するものでございます。

議案書14ページから26ページがその内容でございます。

次に、27ページをお願いします。

議案第64号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、後だって説明いたします佐賀県職員の給与改定に準じた職員給与の改定及び職員の定年引上げ等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案書28ページから36ページがその内容でございます。

次に、43ページをお願いします。

議案第68号 一般職の職員の給与（45ページで訂正）手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、職員の定年引上げ等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案書44ページから49ページがその内容でございます。

以上の具体的な改正内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

まず、議案説明資料の11ページから47ページまでは、4つの条例の新旧対照表となっております。それぞれの改正内容につきましては、48ページから52ページに一括して取りまとめておりますので、48ページ以降で説明いたします。

それでは、48ページをお願いします。

まず、1項目めの改正理由ですが、先ほども申し上げたとおり、地方公務員法の一部を改正する法律が昨年6月に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、60歳に達した職員の勤務制度や給与、退職手当等について必要な事項を定めるものでございます。

次に2項目め、地方公務員法改正の背景と主な内容について御説明いたします。

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限に活躍してもらうため、国家公務員と同様に、地方公務員についても定年を引き上げる法改正が行われました。

その主な項目について説明いたします。

まず1点目は、定年年齢の引上げでございます。定年年齢を現行の60歳から65歳とするもので、引上げについては、令和5年度から令和13年度にかけて2年に1歳ずつ段階的に引き上げる形となっております。

次に2点目は、管理監督職勤務上限年齢制についてでございます。課長級以上の管理監督職の職員は、60歳に達した翌年度に、課長補佐以下の非管理監督職へ降任となります。通称としまして役職定年制と呼んでおりますが、このことによって若手、中堅層の昇任の機会を確保することとなっております。

なお、公務上の必要がある場合は、引き続き管理監督職として勤務できる特例がございます。

また、60歳到達時点で課長補佐級以下の非管理監督職の職員については、降任する規定はございません。

49ページをお願いします。

3点目が定年前再任用短時間勤務制度でございます。60歳以上の職員の多様な働き方を可能とするための選択肢として、60歳以後で定年前に退職した職員を、定年年齢に達する年度まで、短時間勤務の職に採用することができる制度を新たに設けるものでございます。

資料の表に示していますように、定年前再任用短時間勤務制と現行の再任用制度との給与や勤務条件は、ほぼ同じとなっております。ただし、定年前再任用短時間の勤務は定年年齢の年度末までとなっておりますが、現行の再任用制度は1年ごとの再更新となっております、こ

の点だけが違うこととなります。

次に、4点目の暫定再任用制度について説明いたします。

現行の再任用制度については、定年退職が65歳までの間の制度となっておりますが、今回、定年年齢が65歳となることから、現行の再任用制度は廃止となります。ただし、定年年齢が段階的に引上げとなることから、その引上げの途中となる世代の職員につきましては、定年年齢後から65歳までの間、現行の再任用制度と同様の制度を暫定的に残すことで対応することとなります。

具体的な例を下の表で説明いたします。

横軸が各年度とその時点での定年年齢、縦軸が職員の生まれた年度を表しております。この表で、下から3番目の行になります昭和40年度生まれの職員を例として御説明いたします。

昭和40年度生まれの職員は、令和4年度の誕生日を迎えると57歳になります。令和7年度に60歳に達しますが、ここまでは従来どおりのフルタイムの勤務となります。61歳を迎える令和8年度からは、定年を延長してフルタイムで勤務する場合と、退職して定年前再任用短時間で勤務する場合のどちらかを選択することができます。ただし、定年前再任用短時間勤務を選択した場合、フルタイム勤務に戻ることはできません。そして、令和10年度に63歳に達し、定年年齢となります。ここでフルタイム勤務を選択した職員も退職となります。そして、令和11年度からも引き続き市役所での勤務をする場合は、暫定再任用制度に移行することとなります。

今説明しましたイメージを52ページの上段に図示しておりますので、参考にさせていただければと思います。

このように、定年引上げが完成するまでの間は、フルタイム勤務と定年前再任用短時間制、暫定再任用制度を組み合わせながら勤務することとなります。そして、定年年齢が段階的に引き上がって65歳まで到達すれば、実質的に暫定再任用制度は廃止ということになります。

続いて、50ページをお願いします。

5点目の情報提供・意思確認制度について説明いたします。

60歳以降の働き方については多くの選択肢があることから、任命権者は60歳に到達する前年度である59歳の職員に対し制度について情報を提供し、希望する働き方の意思を確認することを法で定められております。

以上が地方公務員法の主な改正内容でございます。

次に3項目め、本市の条例改正の内容について御説明いたします。

定年年齢の引上げや諸制度の導入、給与、退職手当に関することについて、3本の条例改正を行い、その他の関連する条例で細かな字句の改正などの整理をする整備条例の制定をお願いするものとなっております。

それでは、地公法の改正内容で説明しました事項以外で説明が必要な改正内容について、

50ページ以降のそれぞれの表を用いて説明いたします。この表では、左の欄が改正項目、真ん中の欄が改正の概要、右の欄が条例の当該条項を記載しております。

まず、1点目の定年引上げに伴う制度等に関する改正について説明いたします。

定年年齢と管理監督職勤務上限年齢制については、先ほど説明しました内容を定年条例において改正を行います。また、定年前再任用短時間勤務制については、職員の任用については定年条例、給与については給与条例において規定するものです。

次に、暫定再任用制度については、現行の再任用制度と内容は変わらないものの、定年引上げが完了するまでの間の時限的な制度となりますので、鹿島市職員の再任用に関する条例を廃止し、定年条例の改正附則で時限的に暫定再任用制度を定める内容としております。

次に、2点目の60歳を超える職員の給与及び退職手当等に関する条例について説明いたします。

51ページをお願いします。

60歳を超える職員の給与ですが、60歳を超えてフルタイムで勤務する職員については、60歳になった年度の翌年度から、その前年の給与の7割とするものでございます。これは国家公務員も同様の制度となっており、それに準じて行うものです。

52ページの下段にそのイメージを記載しておりますので、参考に御覧ください。

ただ、フルタイム勤務ではない定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員については、再任用の給与表を適用することとなりますので、結果として7割よりも少ない給料となります。

51ページに戻っていただいて、60歳に達した職員の退職手当について説明します。

まず、現行の制度では、退職手当の額の算出を行う際、退職理由などで計算式も変わるため、自己都合退職よりも定年退職の場合のほうが退職手当が多くなります。今回の改正により定年が延長されるわけですが、60歳以降で定年前に退職した職員の退職手当の額の算出においては、当分の間、定年退職と同じ扱いとするものです。

次に、現在、退職手当の算定基礎となる給与月額は、基本的に退職時の給与月額とされておりますので、60歳を超えてフルタイム勤務をした場合は、60歳時の7割の給与月額となるため、退職手当も7割になってしまうこととなりますので、例外的な取扱いであるピーク時特例を適用し、60歳時の給与月額を算定基礎とするものでございます。

次に、現在50歳以上で60歳未満の職員については、組織の新陳代謝を図る目的として退職を勧奨する制度がございしますが、定年引上げ後についても同様に50歳以上60歳未満とするものでございます。

次に、3点目のその他関係条例の改正について説明します。

こちらの表に掲げる項目は、字句の整理や大きな制度改正に当たらない内容のもので、全て整備条例にて改正等を行うものです。

上から2つ目の職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例について説明いたします。

役職定年制により降任することや給与を7割水準にすること自体は、本人の意に反して行う分限処分に当たるとされており、分限処分を行う際は、通常は処分の内容を記載した書面を本人に交付しなければならないとされていますが、役職定年による降任や給与7割水準については、本人に勤務態度や能力的な問題があつて行う処分ではないため、分限処分を行う際には処分書を交付せず、単なる異動通知を行えばよいと規定するものを追加するものがございます。

続いて、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例につきましては、給与が7割水準となった職員が減給処分を受けた場合の減給の額の算出について、例えば、10分の1の減給処分を受けた職員の減給の額は、7割水準にした後の10分の1相当額を減じるものとするものです。

最後に、4項目めの施行期日についてですが、定数（46ページで訂正）条例及び退職手当条例の一部については公布の日から、それ以外は令和5年4月1日の施行日とするものがございます。

以上で議案第61号、議案第63号、議案第64号及び議案第68号の職員の定年引上げ等に伴います4議案について、一括での説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

質問いたします。

全国的にと申しますか、全ての職業分野で定年制が65歳まで引き延ばされるという状況が本市の条例につながっているというふうに思いまして、それについていろいろ工夫をしながらやっておられるということについては問題ないといえますか、世の中の流れのとおりだというふうに思いますけれども、現実よく分からないんですが、65歳以上でも働く意思があられる方を雇用するという道があるのかどうかをまずお尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

65歳以上での職員の採用というところですけど、基本的には正規の職員としての採用はありません。ただ、会計年度任用職員とか、そういう短時間の勤務というところでは採用する場合がありますということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

こういうことを申しているのは、当市においても市役所の職員というのは、やはり退職されても地域においては重要なといいますか、リーダー的な立場にあられるのではないかなということ、今、地域で何かいろんな行事等をやる、あるいは新しいことをやるといったときに、要するに、人材難と申しますか、そういった状況が出てきているんじゃないかなと思うんですよね。以前は60歳で辞められて、それ以後に第2の人生じゃないですけど、地域で何かやろうかというふうな、そういったことが出てきているんですけど、定年制が長くなることによって、年金制度の改定等でこのようになったと思うんですけども、地方の疲弊をさらに進めているような状況があって、その辺を大変危惧しているところでございます。

この条例について、とやかく言えるような状況ではないんですけども、そういった面も含めて、この条例についてどうのこうのではないんですけど、そういう状況があるということも頭に入れておいて市政を運営していただければというふうなお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

ここで10分ほど休憩します。11時15分から再開します。

午前11時1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、議案第64号から議案第67号までの議案について当局の説明を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

それでは、次の説明に入ります前に、先ほどの定年引上げのところで私のほうの説明で3点訂正をお願いします。すみません。

まず、議案書13ページの提案理由のところでは給与の定年引上げ等と申し上げてしまいました。正しくは職員の定年引上げ等ですので、訂正させていただきます。

続きまして、議案書43ページの議案名のところで一般職の職員の給与手当に関する条例等と申し上げてしまいました。正しくは一般職の職員の退職手当に関する条例等ですので、訂

正させていただきます。

もう一点が議案説明資料の51ページ、4の施行期日の中で定数条例と申し上げてしまいました。正しくは定年条例でした。訂正をさせていただきます。申し訳ありません。

それでは次に、議案第64号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第67号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、4議案を一括して御説明いたします。

議案書は27ページから、議案説明資料は23ページからとなりますので、御準備のほどよろしく願いいたします。

まず、議案書27ページをお願いします。

議案第64号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほども説明いたしました、佐賀県職員の給与改定に準じた職員給与の改定及び職員の定年引上げに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案書28ページから36ページがその改正内容でございます。

次に、37ページをお願いします。

議案第65号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書38ページがその改正内容でございます。

次に、39ページをお願いします。

議案第66号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書40ページがその内容でございます。

次に、41ページをお願いします。

議案第67号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

議案書42ページがその改正内容でございます。

以上の具体的な改正内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

まず、議案説明資料の23ページから34ページ及び53ページから55ページまでは4つの条例の新旧対照表になっております。それぞれの内容につきましては、56ページから59ページに一括して取りまとめておりますので、56ページ以降で説明いたします。

それでは、56ページをお願いします。

鹿島市では平成27年度から、より地域の実情を反映するという観点から、佐賀県人事委員会の勧告に準じ職員の給与を改定し、それとともに市長、副市長、教育長及び議会議員の期

末手当を改定しているところであり、今回も同様に所要の改正を行うものでございます。

まず1項目め、改正理由ですが、先ほども申し上げましたとおり、佐賀県職員の給与改定に準じて職員給与の改定並びに市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当を改定したいので、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、令和4年の佐賀県人事委員会給与勧告の概要について説明いたします。

本年の佐賀県人事委員会の給与勧告は、県内民間事業所への給与実態調査や国の人事院勧告等を勘案し、給与改定方針が決定されており、本年10月11日に勧告が行われております。

まず、(1)給与勧告の主なポイントでございますが、1点目は公民の給与格差について、民間給与が職員給与を834円、0.24%上回ったことから、月例給につきましては、若年層の月例給の引上げを行う内容となっております。

2点目は期末手当、勤勉手当について、民間事業所への実態調査を踏まえて、期末・勤勉手当を0.1月分引き上げ、現行の4.3月分を4.4月分に引き上げるものでございます。

次に、(2)勧告の根拠となります県内の民間給与実態調査ですが、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間339事業所から無作為に148事業所を抽出し、調査がなされております。

その結果が(3)になりますが、月例給では公民比較の対象となります行政職給料表適用職員の比較給与により格差を算出し比較したところ、56ページの下の表のように民間給与のほうが834円、率で0.24%上回っておりますので、若年層の月例給の改定を行うとされたものです。

57ページをお願いします。

一番上の表は期末手当、勤勉手当の比較表でございます。

この表では、昨年8月から本年7月まで直近1年間の民間の特別給の支給割合と佐賀県職員の年間の期末手当、勤勉手当の平均支給月額とを比較したところ、民間の支給割合が4.4月となり、県職員の支給月数の現行4.3月より0.1月上回る結果となっております。

次に、(4)実施時期でございますが、月例給につきましては、本年4月1日に遡り、改定されております。また、期末・勤勉手当については、支給の基準日である12月1日実施とされております。

それでは3項目め、鹿島市の改正内容でございます。

最初に、(1)の職員の給与の改定ですが、佐賀県人事委員会の給与勧告に基づきまして、県職員の給与が改定されましたので、本市の職員についても、県職員の給与に準じ、改定いたしますものでございます。

まず、①の給料表の改定につきましては、県に準じ、初任給を高卒程度で4千円、大卒程度で3千円引き上げ、30代半ばまでの職員について引上げを行うものでございます。

次に、②の勤勉手当につきましては、下の表を御覧いただきますと、令和4年度の一般職

で12月支給分を0.1月分引き上げ、1.05月分とし、令和5年度以降は6月期、12月期の支給月額を平準化し、それぞれ1.0月分とするものでございます。

その下の表は再任用職員についての表で、令和4年度の12月支給分を0.05月分引き上げて、0.5月分とし、令和5年度以降は6月期、12月期の支給月額を平準化し、それぞれ0.475月とするものでございます。

58ページをお願いします。

(2)特別職の期末手当につきましては、国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながらこれまで改定を行っておりますことから、今回も同様の改定を行うことといたしております。

内容としましては、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当について、上段の表の右端、令和4年度12月期の期末手当、現行1.625月から0.05月分引き上げ、1.675月とし、令和5年度以降は6月期、12月期の支給月数を平準化し、それぞれ1.65月とするものでございます。

次に、4項目めの施行期日についてですが、第1条による改正のうち給料表の改定は令和4年4月1日に遡り、期末・勤勉手当を引き上げる改正は令和4年12月1日、そのほかは公布の日から、第2条による改正については令和5年4月1日の施行とするものでございます。

次に、下の表を御覧ください。

この表は今回の給与改定による今年度の人件費への影響の見込みを参考として記載しております。概要を説明いたします。

まず、一般職、任期付職員及び再任用職員の数でございますが、一般会計、特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計を合わせまして261人、改定があります給与Aの欄の全体の合計は2,220千円の増、期末手当Bの欄の全体の合計は451千円の増、勤勉手当Cの欄の全体の合計は8,760千円の増、共済費Dの欄の全体の合計は1,796千円の増になり、AからDを合計しますと13,227千円の増になります。

そして、この合計13,227千円から共済費Dを差し引いた額を職員数261人で除した実際の職員1人当たりの支給額は44千円の増になり、共済費Dを含んだ人件費の全体では職員1人当たり51千円の増になります。

次に、特別職についての表ですが、三役と議会議員の期末手当のaの欄の合計は429千円の増、共済費bの欄の合計は23千円の増で、合計しますと452千円の増になります。

そして、期末手当は三役1人当たり39千円の増、議会議員は20千円の増、共済費を含めると三役1人当たり46千円の増、議会議員は先ほどと同額の20千円の増になります。

これら一般職及び特別職の人件費影響額の合計でございますが、総額で13,679千円の増を見込んでおります。

以上で議案第64号から議案第67号までの佐賀県人事委員会給与勧告に伴います4議案につきまして一括での説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

11番議員の伊東です。今、総務課のほうから説明を受けたわけですけど、この64号から67号の関連ということで、毎回、県の人事委員会勧告で給料が上がったり下がったり、期末手当が上がったり下がったり、そういうふうなことは今までもずっとあってきました。

そういう中で、毎回、議会から質問をしているんですが、ここの資料の56ページに書いてある民間企業の実態調査、これが企業の規模は従業員50人以上ですね、これは県内の民間339事業所から無作為に148事業所を抽出しということで調査をしたと。毎回これは質問を議員の誰かがするんですけど、これは鹿島市からそういうふうな企業が抽出をされているのか。

今までもこういうことはあったでしょうから、そこの辺りを県のほうにお尋ねくださいという質問もしていたと思うんですよ。これはどうですか。そういうふうなことは行われているのでしょうか。市内でも50人以上の従業員等を所有する事業所はあると思います。これについて、調査等は今までしたことはありますか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

まず、資料のほうに載せています県の調査ですけども、これについては企業名は非公開となっておりますので、教えてはいただいております。

ただ、市のほうも従業員が100人以上のところに対してアンケートを取りまして、給与等の引上げ等をされるかどうかのアンケート調査は行ったところです。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

今、白仁田課長がおっしゃったアンケート調査を行ったというのは、それは鹿島市がやったんですか、それとも佐賀県がやったんですか。それについての報告は、あなたの手元のところに来ているんですか。それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

アンケートは市のほうで行っております。11社からアンケートの回答をいただいております。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

じゃ、その市内の11社にアンケートをしたと。これは、あまり詳しくは言えないところもあるんでしょうけど、ここに書いてありますよね。41歳9か月の平均年齢、これで民間が348,202円、これは月の給料だろうと思うんですけど、市内でアンケートをして、これよりも高いところもあったということで私たちは理解をしいいんですか。どうでしょうか。それとも、市が行ったアンケートの中で、金額の提示はしてもらっていないのかも分かりませんが、そこの辺り、やっぱりこの県の人事委員会勧告で出てくるような格差があると市内でも判断できたんでしょうか。それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

すみません、先ほど議員がおっしゃったとおり、金額についてはアンケートではしておりません。あくまでも給与の今後の引上げを行うかどうかという考えについてアンケートを行ったということになります。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

じゃ、ここで県が取りまとめたこの結果に近い回答が市内の11社からも出ていたんですか。それはお答えができると思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

すみません、金額、給与の月額についての調査にはなっておりませんので、その比較はできておりません。月額が資料にあるようにですね。あくまでも給与のベースアップをするかしないか、その程度の調査ということになっております。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

ベースアップをするかしないかというアンケート、それだったら、ここに書いてある金額というものがどこから出てきているものなのかというのが鹿島市では全く分からないということですよ。

だから、鹿島市民の皆さん方は本当に民間でそのくらい給料をいただいているのかという

疑問からやっぱりくると思うんですよ。多分、鹿島市内で41歳9か月で月の給料が350千円程度というのは高いでしょう。高いほうでしょう。私の感覚からいけば、そういう気はします。やっぱりこの3年間、コロナとかなんとかで企業自体は、もちろんいいところもあるでしょうけど、なかなかコロナの影響でそこまでベースアップができるような市内の状況であるのかというのはちょっと疑問に感じるころなんですね。だから、あんまりアンケートの内容をとかといったら、ナイーブなところがありますから、お答えはできないでしょうけど、その辺りが毎回この県の人事委員会の給与勧告は分からないところが多過ぎる。ですから、県のほうにもやっぱりもう少し分かるように、こういうふうな議会で提示をするときに、議案として上げてくるときに、分かるように、もう少し資料を頂けませんかということも今後付け加えていただければなと思っております。

このまま質問を続けても平行線をたどるでしょうから、これで質問は終わりますけど、毎回、私はここに疑問を感じていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

7議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 鹿島市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 鹿島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第63号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第64号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第68号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第65号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第66号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第67号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明7日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時43分 散会